

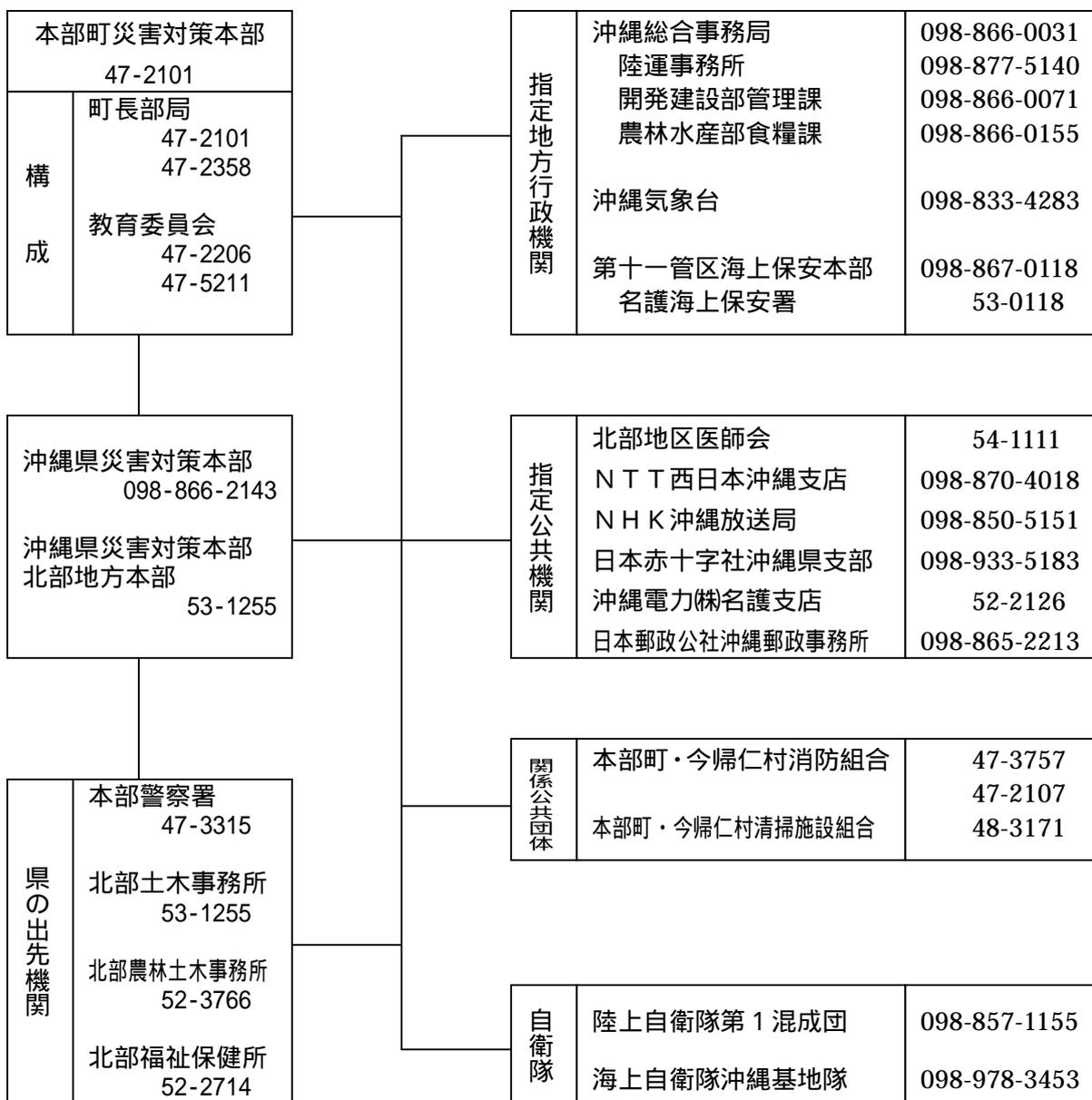
第1節 組織及び動員計画

主担当	総務班、各班	連携	各関係機関
-----	--------	----	-------

災害応急対策計画は、災害が発生し、又は発生するおそれのある場合において、災害の発生を防御し、又は応急的救助を行う等、災害の拡大を防止するため、防災に関する組織、気象警報等の伝達、災害情報等の収集、避難、水防、消防、救助、交通輸送等について計画し、その迅速な実施を図るものとする。職員の動員方法を定め、もって災害応急対策に資することを目的とする。

活動のポイント
1. 時間内・時間外における迅速な動員伝達体制の確立
2. 災害時における各課職員の担当事務の周知
3. 災害情報の正確な把握と関係機関への迅速な連絡 災害対策本部を設置する前 総務課総務班が対応
4. 町内全域又は一部地域で災害が発生し、災害予防及び災害応急対策を実施する必要があるとき 『災害対策本部の設置』 町役場若しくは設置可能な公共施設 県及び各関係機関、住民への通知・公表
5. 本部内の事務の偏り 集約（本部事務局） 各部へ応援要請
6. 本部による対策実施の必要がなくなった時 『災害対策本部の解散』 県及び各関係機関、住民への通知・公表

1. 災害対策本部と防災関係機関との協力系統



2. 災害対策本部の組織

災害対策本部の組織は、表のとおりとする。但し、必要に応じてこれと異なった組織体制をとることができるものとする。

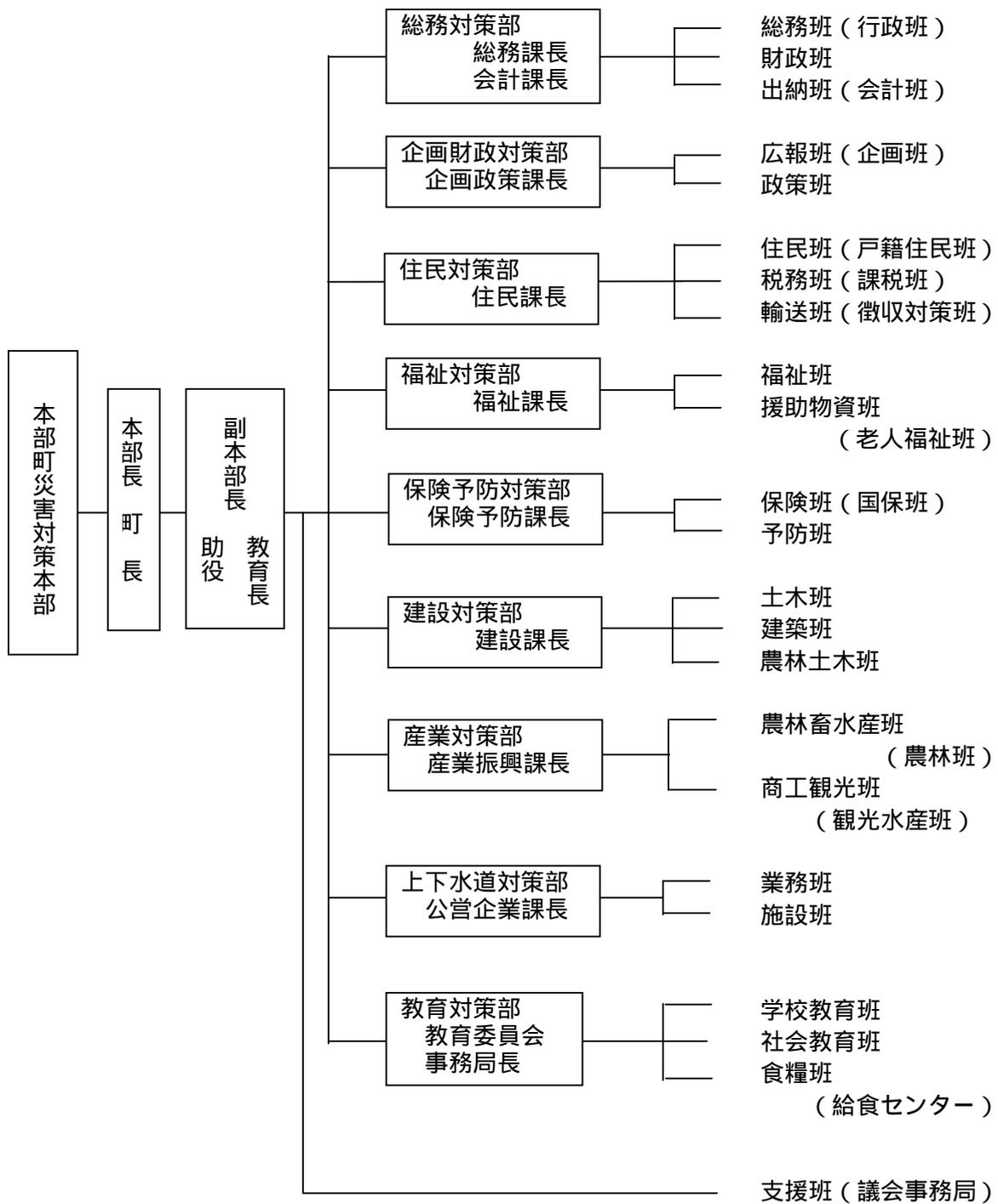
- (1) 本部に本部長及び副本部長をおき、本部長は町長、副本部長は助役及び教育長をもって充てる。
- (2) 本部に部及び班を設け、部に部長、班に班長及び班員を置く。部長及び班長は、図に掲げる職にあるものをもって充て、班員は当該班長の所属する係等の職員をもって充てる。
- (3) 本部に本部会議を置き、本部会議は本部長(町長)、副本部長(助役、教育長)、災害対策本部の各部長(課長等)及びその他本部長が必要と認める者をもって構成し、災害応急対策の基本的事項について協議決定する。
- (4) 本部会議において協議すべき事項は次のとおりとする。
 災害予防、災害対策の実施に関する重要な事項
 その他本部長が必要と認める事項
- (5) 本部の組織編成及び所掌事務は、別表のとおりとする。
- (6) 各部は、原則として本部の設置と同時に設置されるものとする。ただし、災害の種類により本部長が指示した部は、設置されないものとする。

3. 所掌事務

職名	主な任務
本部長 (町長)	防災会議、本部会議の長となること 避難の勧告、指示、警戒区域の指定を行うこと 国、自衛隊、県、防災関係機関、地方自治体、町民、事業所、団体への支援協力要請を行うこと その他本部が行う応急・復旧対策実施上の重要事項について、その方針を決定すること 本部の事務を統括し、本部の職員を指揮監督すること
副本部長 (助役) (教育長)	本部長が不在、若しくは事故にあったときに本部長の職務を代理すること。 代理する順序は左記のとおりとする 本部長が適宜休養・睡眠をとれるよう、本部長の交替要員となること 部間の調整に関すること
各部長 (課長等)	部長は、本部長の命を受け、部の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督すること 本部会議の構成員として、本部長を補佐すること 本部長、副本部長が不在若しくは事故にあったときは、本部長、副本部長の職務を代理すること 各部及び各班の事務分掌は表のとおりとする

第4章 災害応急対策計画

本部町災害対策本部組織図



各部及び班の所掌事務(1)

部	部長	班	所掌事務	班員	配備名及び要員数		
					第一	第二	第三
総務 対策部	部長 総務課長 副部長 会計課長	総務班	1. 災害対策本部の設置及び解散等、事務運営に関する事 2. 上級官庁への報告、連絡に関する事 3. 町庁舎(対策本部設置建物)等の防災及び保全 4. 非常通信の運用、通信確保 5. 職員の非常招集、動員・配置に関する事 6. 災害非常配備体制の指示、伝達 7. 消防団員の出勤要請に関する事 8. 広域応援要請 9. 公用車両の集中管理に関する事 10. 防災知識の普及及び防災訓練の実施 11. 被災職員の福利厚生 12. 災害見舞い及び視察者の応接 13. その他の班に属さない事 14. 食糧及び生活必需品の備蓄計画に関する事	行政班 (名)			
		財政班	1. 災害対策に必要な物品資材の購入等、災害対策費の資金計画に関する事 2. 予算に関する事	財政班 (名)			
		出納班	1. 災害対策に必要な現金及び物品の出納 2. 災害対策に必要な経費の予算措置 3. 義援金品の受け入れ及び配分	会計課 出納班 (名)			
企画 政策 対策部	企画 政策課長	広報班	1. 災害情報の収集及び伝達の総括に関する事 2. 災害写真、記録写真の撮影に関する事	広報班 (企画班) (名)			
		政策班	1. 関係団体、各種団体との調整に関する事 2. 本部長との連絡、各部各班との連絡調整に関する事 3. 災害調書の作成に関する事	政策班 (名)			
住民 対策部	住民 課長	住民班	1. 町民、外国人等被害状況の調査収集 2. 町民の相談(窓口)	戸籍住民班 (名)			
		税務班	1. 被害世帯の税の減免に関する事 2. 応急食糧、その他の生活必需品の調達及び管理に関する事 3. 器材及び物品の調達に関する事 4. 他部、他班の応援協力に関する事 5. 建築物に対する被害調査に関する事 6. 公有財産の被害調査及び対策に関する事 7. 他部、他班の応援協力に関する事	課税班 (名)			
		輸送班	1. 輸送車両の確保に関する事 2. 被災者の輸送に関する事 3. 救助活動応援のための人員輸送に関する事 4. 災害時における交通輸送の連絡調整	徴収対策班 (名)			

第4章 災害応急対策計画

各部及び班の所掌事務(2)

部	部長	班	所掌事務	班員	配備名及び要員数		
					第一	第二	第三
福祉 対策 部	福祉 課 長	福祉 班	<ol style="list-style-type: none"> 1. 部内の被害調査及び応急対策に関すること 2. 災害救助法の適応に関すること 3. 被害忌慰金及び災害援助資金の貸付に関すること 4. 避難所の設置及び管理に関すること 5. 避難所における被災者の介護に関すること 6. 炊き出し、食品の供与に関すること 7. 福祉施設の災害対策に関すること 8. 民間団体への活動依頼 	福祉班 (名)			
		援助 物 資 班	<ol style="list-style-type: none"> 1. 身体障害者等、災害時要援護者に対する応急仮設住宅への入居及びその管理 2. 応急食糧、その他生活必需品の配分に関すること 3. 機材及び物品の配分に関すること 4. 災害弱者の避難誘導計画に関すること 5. 高齢者や障害者等の災害要援護者への防災知識の普及及び防災訓練の実施 	老人福祉班 (名)			
保 険 予 防 対 策 部	保 険 予 防 課 長	保 険 班	<ol style="list-style-type: none"> 1. 死体、埋火葬処理に関すること 2. 医療機関及び衛生施設等の被害調査並びにその対策に関すること 3. 地域組織(自治会等)における自主防疫の応急助成 4. 避難所施設の防疫 5. 災害時の清掃、し尿処理 	国保班 (名)			
		予 防 班	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害時における防疫、医療・助産に関すること 2. 薬剤及び器財の確保に関すること 3. 地域組織(自治会等)における自主防疫の応急助成 4. 防疫に関する県関係機関(福祉保健所等)との連絡調整 	予防班 (名)			
建 設 対 策 部	建 設 課 長	土 木 班	<ol style="list-style-type: none"> 1. 部内の被害調査及び応急対策に関すること 2. 道路、橋りょう等公共土木施設の被害調査及び被害対策に関すること 3. 障害物の除去(一時保管を含む)に関すること 4. 河川並びに水路の水位測定及び河川域の警戒巡視に関すること 5. 土木施設災害普及工事 6. 交通対策 7. 災害対策用資機材の運用 8. 停泊・係留船舶の安全維持に関すること 9. 港湾施設の警戒、被害調査及び応急普及対策に関すること 10. 高潮対策 11. 交通対策 12. 防災知識の普及及び防災訓練の実施 	土木班 (名)			
		建 築 班	<ol style="list-style-type: none"> 1. 応急仮設住宅の建設及び修理に関すること 2. 仮設住宅の入居受付 3. 建築物、公園、街路等、所管の施設の災害対策及び被害調査に関すること 4. 被災建築物の応急危険度判定 5. 街路樹等の被害対策並びにその被害調査に関すること 6. 防災知識の普及及び防災訓練の実施 	建築班 (名)			

各部及び班の所掌事務(3)

部	部長	班	所管事務	班員	配備名及び要員数		
					第一	第二	第三
建設 対策部	建設 課長	農 林 土 木 班	1. 部内の被害調査及び応急対策に関すること 2. 水産業施設、その他の水産関係の被害調査並びにその対策復旧に関すること 3. 漁港施設の警戒及び応急対策 4. 林道、農道その他農業用施設の被害調査並びにその対策に関すること 5. 農地及び用排水路の被害調査並びにその対策に関すること 6. 水産業用施設の被害調査並びにその対策に関すること 7. 林産物及び林業施設の災害対策及び被害調査 8. 森林の被害調査及び病害虫防除 9. その他、被害状況の収集及び報告	農林土木 班 (名)			
産 業 対 策 部	産 業 振 興 課 長	生 産 振 興 班	1. 災害用主食品の確保に関すること 2. 農地及び農業施設の災害対策復旧に関すること 3. 農産物の病害虫防除 4. 応急措置用農産物の種苗等の確保に関すること 5. 被害農家に対する農林金融に関すること 6. 家畜衛生・防疫に関すること 7. 家畜の被害調査ならびにその対策 8. その他農業被害調査に関すること	農林班 (名)			
		商 工 観 光 班	1. 部内の被害調査及び応急対策に関すること 2. 商工業者の被害調査及びその対策に関すること 3. 被災商工業者の金融措置に関すること 4. 防災知識の普及及び防災訓練の実施	商工水産 班 (名)			
上 下 水 道 対 策 部	公 営 企 業 課 長	業 務 班	1. 部内の被害状況等の調査、情報収集、及びその対策に関すること 2. 災害対策等の資機材及び物品の確保に関すること 3. 防災知識の普及及び防災訓練の実施 4. 災害時の給水及びその輸送に関すること 5. 水道施設に対する警戒巡視に関すること 6. 水道施設災害の応急対策に関すること 7. 災害時における水質検査 8. 給水活動への協力団体等との連絡調整 9. 給水、その他必要事項の住民への広報	業務係 (名)			
		施 設 班	1. 下水道施設に関する被害状況の収集及び、応急対策に関すること	施設係 (名)			

第4章 災害応急対策計画

各部及び班の所掌事務（4）

部	部長	班	所管事務	班員	配備名及び要員数		
					第一	第二	第三
教育 対策 部	学 校 教 育 課 長	学 校 教 育 班	<ol style="list-style-type: none"> 1. 被害児童生徒に対する援護及び奨学対策に関すること 2. 教職員、児童、生徒の保健衛生に関すること 3. 被災児童、生徒への教科書、図書、学用品の支給に関すること 4. 被災児童、生徒の学校給食に関すること 5. 部内の被害調査及び応急対策に関すること 6. 学校施設の被害調査並びに復旧計画に関すること 7. 防災知識の普及及び防災訓練の実施 8. 児童生徒の避難 9. 災害時の教育指導 10. 物品調達手続き及び経理 11. 各学校、教育機関との連絡 12. その他教育関係の被害状況調査及び情報収集・報告に関すること 	学 校 教 育 班 (名)			
		社 会 教 育 班	<ol style="list-style-type: none"> 1. 社会教育施設関係の被害調査に関すること 2. 避難所の設置（公民館等）運営の協力 3. 文化財の被害状況の収集及びその対策 4. 災害時における青少年対策 5. コミュニティ施設関係の被害調査に関すること 6. 防災知識の普及及び防災訓練の実施 	社 会 教 育 班 (名)			
		給 食 セ ン タ ー	<ol style="list-style-type: none"> 1. 給食センター（調理場）との連絡 	給 食 セ ン タ ー (名)			
議 会 事 務 局	議 会 事 務 局 長	支 援 班	<ol style="list-style-type: none"> 1. 被災者の救助に関すること 2. 行方不明者の捜索及び救助に関すること 3. 救助活動資材の確保に関すること 				

4. 災害対策本部の設置及び解散

(1) 災害対策本部の設置

災害対策本部（以下「本部」と言う。）は次のような災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき、町長が設置するものとする。

町の全域又は一部の地域に、気象業務法（昭和27年法律第165号）に基づく暴風、大雨、洪水又はその他の警報が発表され、かつ重大な災害の発生するおそれがあるとき。

本町域において震度5強以上及び隣接市町村において震度6弱以上の地震が発生したとき。

沖縄気象台が、町に津波警報の「大津波」を発表したとき。

暴風、豪雨、地震、津波その他の異常な自然現象により、町の全域又は一部の地域に、重大な被害が発生したとき。

大規模な火事、爆発その他これらの類する事故により、町の全域又は一部の地域

に重大な被害が発生したとき。

町の全域又は一部の地域に、災害救助法(昭和22年法律118号)の適用を要する災害が発生したとき。

前各号のほか、町の全域又は一部の地域に発生した災害に対し、特に強力かつ総合的な災害予防及び災害応急対策の実施を必要とするとき。

(2) 本部設置場所

本部は町役場庁舎内に設置する。災害により役場庁舎が使用できない場合は、町の施設の使用可能性について調査し、使用可能な場所に設置する。

(3) 本部設置に至らない場合の措置

災害警戒本部の設置

災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、その災害の程度が災害対策本部を設置するに至らないときは、必要に応じて災害警戒本部を設置する。

災害警戒本部の設置基準は次のとおりとする。

ア 町の全域又は一部の地域に気象業務法に基づく暴風、大雨、洪水又はその他の警報(津波の場合は注意報を含む。)が発表されたのに伴い、災害に関する情報の収集・伝達等を特に強化して対処する必要があるとき。

イ 本町域において震度5弱の地震による被害が生じる又は拡大のおそれがあるとき。

ウ 沖縄気象台が、町に津波警報の「津波」を発表したとき。

エ 暴風、豪雨、地震、津波その他の異常な自然現象により町の全域又は一部の地域に災害の発生するおそれがあり、警戒を要するとき。

オ 前各号のほか、災害予防及び災害応急対策の的確な実施のため、警戒体制をとる必要があるとき。

災害対策準備体制

災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、その災害の程度が災害警戒本部を設置するに至らないときは、総務課職員などによる災害対策準備体制をとるものとする。

ア 気象

沖縄気象台から大雨・洪水及び高潮の注意報が発表されるなど、災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。

イ 地震

沖縄気象台が町内で震度4を観測し、発表した場合及び、本部町域に注意報を発表したとき。

ウ 津波

沖縄気象台が沖縄本島地方に津波注意報を発表したとき。

(4) 本部会議の開催

災害に対する応急対策について方針を決定し、その実施を推進するため、本部長は副本部長及び各部長を招集し、本部会議を開催する。

(5) 本部の解散

本部は、災害応急対策を一応終了し、又は災害発生のおそれがなくなり、本部による

第4章 災害応急対策計画

対策実施の必要がなくなったとき解散する。

(6) 通知方法

本部を設置又は解散したときは、県、関係機関及び住民に対して、次の方法により通知公表するものとする。

担当班	通知又は公表先	通知又は公表の方法
総務班	町各部長	庁内放送、電話その他迅速な方法
	県	電話その他迅速な方法
	関係機関	電話その他迅速な方法
広報班	報道機関	電話その他迅速な方法
	町民、その他	テレビ、ラジオ、広報車による広報その他迅速な方法

5. 配備の指定及び区分

(1) 配備の指定及び区分

本部長は本部を設置したときは、直ちに配備の規模を指定する。ただし、本部長の指定がない場合でもその状況に応じて、各部長においてその配備を決定することができる。この場合、各部長は、直ちに本部長（事務局）に報告しなければならない。

町本部は、災害の種類、規模及び課程に応じ、次の配備体制をとるものとする。

< 災害対策体制配備基準 >

体制区分	配備区分	気象情報・災害の種類		配備・体制内容
		災害全般	地震・津波	
災害準備体制	第一配備 (初動配備)	<ul style="list-style-type: none"> 沖縄気象台による各種注意報の発表とともに、災害の発生又はおそれがあると判断し、警戒を要するとき(発生まで時間的余裕あり) 	<ul style="list-style-type: none"> 本町域内において震度4の地震 津波注意報の発表及び警戒体制を要するとき(情報収集・伝達強化の必要) 	<ul style="list-style-type: none"> 防災情報の収集、連絡等における担当配置 情報、連絡を担当する少人数の人員をもって充てる その他職員は自宅待機
災害警戒体制	第二配備 (警戒配備)	<ul style="list-style-type: none"> 気象条件に基づく警報が発表される等、重大な災害発生のおそれがあり、警戒を要するとともに情報収集・伝達の必要があるとき 同地的に重大な災害が発生した場合又は発生のおそれのある場合 	<ul style="list-style-type: none"> 本町域内において震度5弱の地震による被害が生じる又は拡大のおそれがある場合 津波警報の「津波」を発表した場合 	<ul style="list-style-type: none"> 必要に応じて対策本部開設の即時設置可能な警戒体制 災害発生とともに、災害応急活動が開始される体制とする
災害対策本部	第三配備	<ul style="list-style-type: none"> 町全域にわたって風水害等により大規模な災害が発生したとき、又は発生するおそれがある場合 	<ul style="list-style-type: none"> 本町域において震度5強以上及び隣接市町村において震度6弱以上の地震 重大災害の発生又はおそれ(災害救助法適用規模の災害)がある場合 県全域にわたる被害発生 津波警報の「大津波」 	<ul style="list-style-type: none"> 動員可能な職員をもってあたるもので、完全な非常体制とする

(2) 配備人員及び指定

災害対策準備体制は、本部長は所属の部長と協議し、各部・班の情報担当及び連絡担当を配備するものとする。

各対策部長は、第一配備、第二配備及び第三配備の配備要員数をあらかじめ指定しておくものとする。

各対策部長は配備要員名簿を作成し、総務対策部長に提出するものとする。なお、配備要員に異動があった場合は、3日以内に修正のうえ、総務対策部長に報告するものとする。

(3) 動員方法

本部長は、気象警報及び災害発生のおそれのある異常現象等の通報を受けた場合で、大きな災害が発生するおそれがあると認めるときは、直ちに本部会議を招集し、災害対策要員の配備指定その他応急対策に必要な事項を決定するものとする。

本部会議の招集に関する事務は総務対策部総務班が行う。

総務対策部長は、本部が設置され、対策要員の配備規模が決定されたときは、その旨を各対策部長に通知するものとする。

通知を受けた各対策部長は、各班長へその旨通知するものとする。また、各部長が災害の状況に応じてその配備を決定したときは、直ちに各班長に通知するとともに、その人数を総務対策部長に報告するものとする。

通知を受けた各班長は、直ちに班内の配備要員に対しその旨通知するものとする。

通知を受けた配備要員は、直ちに所定の配置につくものとする。

各部長は、あらかじめ部内の非常招集システムを確立しておくものとする。なお、非常招集システムについては、配備要員名簿に併記し総務対策部長に提出しておくものとする。

本部長は、夜間や休日等の勤務時間外及び出張時に災害が発生したとき参集途上にあっても、適切な連絡手段により災害対策本部の設置並びに緊急時における自衛隊の災害派遣要請及び県への応援要請等、災害応急対策上必要な意志決定又は指示を行うものとする。

(4) 非常登庁

職員は、勤務時間外及び休日において、災害の発生又は災害が発生するおそれがあることを知ったときは、すすんで所属長と連絡をとり、又は自らの判断により登庁するものとする。

なお、自主参集の基準については、災害対策体制配備基準に基づくものとする。

第2節 災害通信計画

主担当	総務班	連携	県、本部町・今帰仁村消防組合、本部警察署、通信関連機関等
-----	-----	----	------------------------------

この計画は、災害に関する気象警報等の伝達、災害情報の収集、その他災害応急対策に必要な指示、命令等の受理伝達の迅速、確実を期するとともに、通信施設を適切に利用して通信体制の万全を期するものとする。

活動のポイント	
1. 専用通信施設の利用	
2. 臨時電話の設置	
3. 災害に関する放送要請の依頼	県（広報班）へ放送の要請を依頼

1. 通信の協力体制

通信施設の所有者又は管理者において、災害時の通信が円滑かつ迅速に行われるよう相互に協力するものとする。

2. 各種通信施設の利用

災害情報等の伝達、報告、災害時における通信連絡は、通信施設の被害状況等により異なるが、おおむね次のうちから実情に即した方法で行うものとする。ただし、固有の通信施設をもっている機関については、これを利用する。

なお、他機関の通信施設の利用に際しては、かねてより管理者と利用方法等必要な手続きを協定で定めて、災害時に利用するものとする。

(1) 電気通信業務用電気通信施設・設備の利用方法

普通電話による通信

一時的には、加入電話の通常の手続きにより通信を確保するが、施設の被害その他により、その利用が制限される場合は「非常電話」の取扱いをうけ通信の優先利用を図るものとする。

なお、臨時電話が設置できる状況にあつては、被災地及び避難所に臨時電話を設置し、早急に災害通信体制の確保を図るものとする。

「非常電話」(災害時優先指定電話)の利用方法

災害時における「非常電話」による優先利用を図るため、平常時からNTT等の電話取扱局との調整により「災害時優先指定電話」の指定を受けておくものとする。

また、非常時等における非常通話を利用する場合、102番をダイヤルし「非常」をもって呼び出し、非常電話であることを表明する。

電報による通信

災害対策のため、特に緊急を要する電報は「非常電報」の取扱いを受け、電報の優

先利用を図るものとする。非常電報を申込むにあたっては、頼信紙の余白に「非常」と朱書き、非常である旨を告げて依頼する。

(2) 専用通信施設の利用

業務用電気通信設備の利用ができなくなった場合、又は緊急通信にその必要がある場合は、次に掲げる専用通信施設の利用を図るものとする。利用にあたっては、あらかじめ協議して定めた手続きによるものとする。

各行政区別無線（屋外放送等）

各行政区の行政無線（広報無線放送施設）による非常無線の利用は、各種災害で非常事態が発生し、また発生のおそれがある場合において各区長を通じて通信連絡を行うものとする。

消防無線電話による通信

本部町・今帰仁村消防組合の消防無線電話を利用し、通信相手機関を管轄する消防本部を通じて通信連絡を行うものとする。

警察電話による通信

本部警察署の警察有線電話を利用し、各派出所等を経て通信連絡するものとする。

警察無線電話による通信

本部警察署の無線電話を利用して に準じて通信連絡するものとする。

その他非常通信

その他の非常通信の利用は、各種災害で非常事態が発生し、又は発生のおそれがある場合で町の専用通信施設が利用できないか、又は利用することが著しく困難であるためその非常通報の目的を達成することができない時に、非常通信設備を利用して通信連絡する。

(3) 通信施設優先利用の協定

災害対策基本法に基づく通信設備の優先利用について、町が必要と認める機関とあらかじめ協議をしておくものとする。

(4) 放送要請の依頼

町が災害に関する通知、要請、伝達又は警告等を行う場合において、テレビ又はラジオによる放送を必要とするときは、県（広報班）に放送の要請を依頼する。

ただし、人命に関するなどの特に緊急を要する場合は、直接放送機関に放送の依頼を行い、事後速やかに県（広報班）にその旨を報告するものとする。

第3節 自衛隊派遣要請計画

主担当	総務対策部長	連携	自衛隊、本部警察署、 本部町・今帰仁村消防組合消防本部 等
-----	--------	----	----------------------------------

この計画は、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第83条に基づき、災害に際し人命又は財産の保護のため、町長が自衛隊の救援を必要と認めた場合、自衛隊の派遣要請について定めたものである。

活動のポイント
1. 派遣要請先 通常：総務対策部長 知事 自衛隊 通信途絶時：総務対策部長 自衛隊
2. 派遣要請事項 ・災害時の状況及び派遣を要請する理由 ・派遣を希望する期間 ・派遣を希望する区域及び活動内容 ・その他参考となるべき事項
3. 受入体制の整備 ・業務処理責任者 ・宿泊施設、野営施設の提供 ・応急復旧作業等資機材 ・航空燃料の補給及び航空機用発電機等の便宜
4. ヘリポートの選定 ・被災地との位置関係 ・ヘリポート及び道路の被災状況の把握

1. 実施責任者

自衛隊の派遣要請は、町長が県知事を通して行う。

なお、町長が行う自衛隊災害派遣要請要求についての担当は、総務対策部長とする。

2. 派遣を要請する場合の基準

自衛隊法（昭和29年法律第165号）第83条に基づき、自衛隊の災害派遣を要請する場合の基準は以下の通りとする。

- (1) 天災地変、その他の災害に際して、人命又は財産の確保のため、地元警察、消防等では対処し得ないと認められるとき。
- (2) 災害の発生が目前に迫り、これが予防のため自衛隊の派遣が必要であると認められるとき。

3. 町長の派遣要請要求等

(1) 知事への派遣要請

町長は災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、災害派遣要請書に記載する事項を明らかにし、電話又は無線等で知事（防災危機管理課）に自衛隊の派遣要請を要求し、その後速やかに要求文書を提出するものとする。

(2) 防衛庁長官等への通知

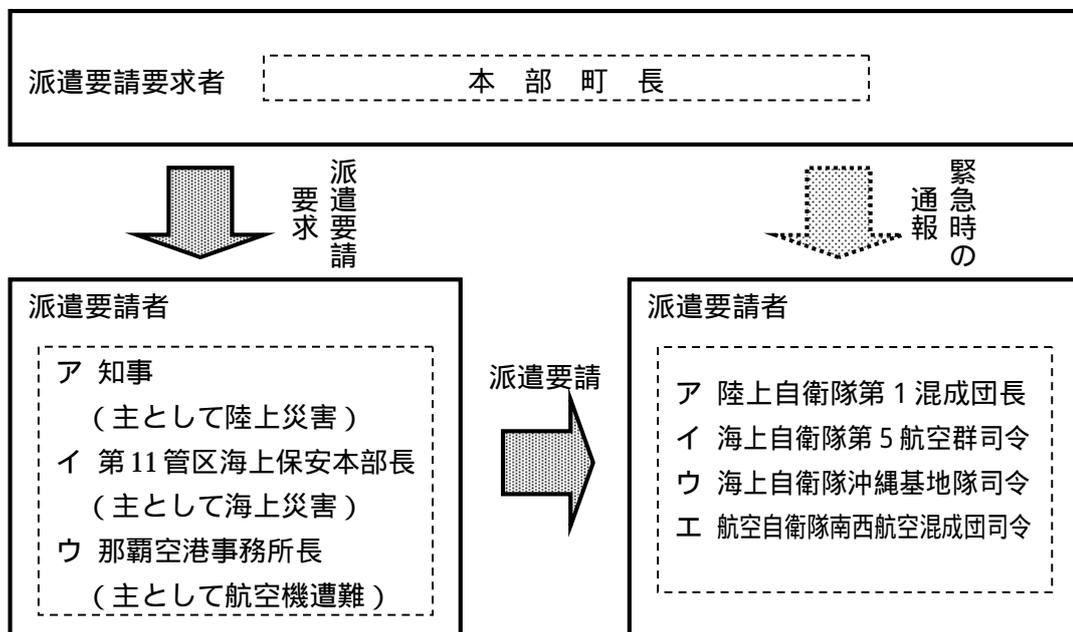
町長は、上記(1)の派遣要請要求ができない場合には、その旨及び災害の状況を防衛庁長官又はその指定する者に通知することができる。

なお、町長は通知を行った場合は、速やかに、その旨を知事(防災危機管理課)に報告しなければならない。

また、通知を受け取った防衛庁長官又はその指定する者は、その事態に照らし特に緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められるときは、人命又は財産の保護のため、知事の要請を待たないで、自衛隊法第8条に規定する部隊等を派遣することができる。

4. 派遣の要領

(1) 派遣要請フロー



< 自衛隊の連絡場所 >

陸上自衛隊		
あて先	第1混成団長	
所在地	那覇市鏡水 679	
実務担当(昼間)	主管	第1混成団本部第3科
	電話	857-1155 857-1156 857-1157 内線 233 FAX 切替番号 857-5168 沖縄県防災行政無線 55-758
実務担当(夜間)	実務	団本部当直
	電話	857-1155 857-1156 857-1157 内線 206 FAX 切替番号 857-5168 沖縄県防災行政無線 55-758

第4章 災害応急対策計画

海上自衛隊			
あて先		第5群司令	沖縄基地隊司令
所在地		那覇市当間 252	中頭郡勝連町字平敷屋 1920
実務担当（昼間）	主管	作戦幕僚	沖縄基地隊本部警備科
	電話	857-1191 内線 5213	978-2342 内線 230
実務担当（夜間）	実務	群司令部当直	隊本部当直
	電話	857-1191 内線 5222	978-2342 内線 244

航空自衛隊			
あて先		南西航空混成団司令	
所在地		那覇市当間 301	
実務担当（昼間）	主管	司令部運用課	
	電話	857-1191 内線 2236	
実務担当（夜間）	実務	SOC 当直幕僚	
	電話	857-1191 内線 2204 2304	

（2）要請の内容（自衛隊法施行令第106条）

災害派遣

要請は、派遣命令者に対し次の事項を明確にして文書をもって要請する。ただし、緊急の場合で文書によるいとまのないときは、電話等により要請を行い、事後速やかに文書を提出するものとする。

ア 災害時の状況及び派遣を要請する理由

イ 派遣を希望する期間

ウ 派遣を希望する区域及び活動内容

エ その他参考となるべき事項（連絡責任者、連絡方法、宿泊施設の有無、救援のため必要とする諸機材、駐車場等の有無）

5. 町の準備すべき事項

自衛隊派遣に際しては、次の事項に留意するとともに、自衛隊の任務を理解し、その活動を容易にするようこれらに協力するものとする。

（1）被災地における作業等に関しては、県及び町と派遣部隊指揮官との間で協議して決定するものとする。

（2）町は、自衛隊の災害派遣の間、連絡調整のため業務処理の責任者を選定する。

（3）派遣部隊の宿泊施設、又は野営施設を提供するものとする。

（4）災害救助又は応急復旧作業等に使用する機械、器具類、材料、消耗品類は、特殊なものを除き、できるだけ町で準備し、できないものについては県にその準備方を要請する。

（5）県（防災危機管理課他関係部署）又は離島のある本町は、災害の応急対策活動、復旧活動並びに緊急患者空輸に必要な航空燃料の補給及び航空機用発電機等の使用につ

いて便宜を図るものとする。

6. ヘリポートの準備

人命の救出（緊急患者空輸を含む）又は救助物資の空輸（血液、血清リレーを含む）を円滑に実施するため、本町におけるヘリポートを以下に選定する。

（1）ヘリポートの位置

災害時における本町のヘリポート拠点を、基本的に以下の場所とする。

本部港・棧橋

本部町運動公園・グラウンド

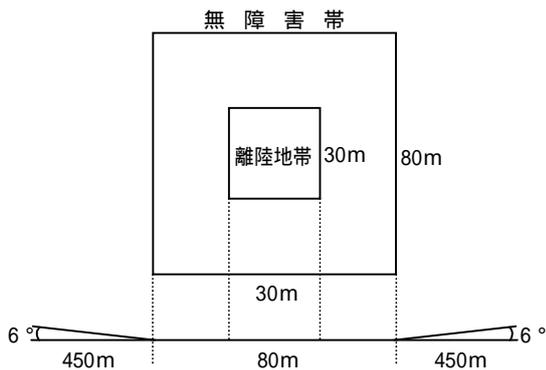
水納小中学校・グラウンド

（2）その他ヘリポートの設置基準

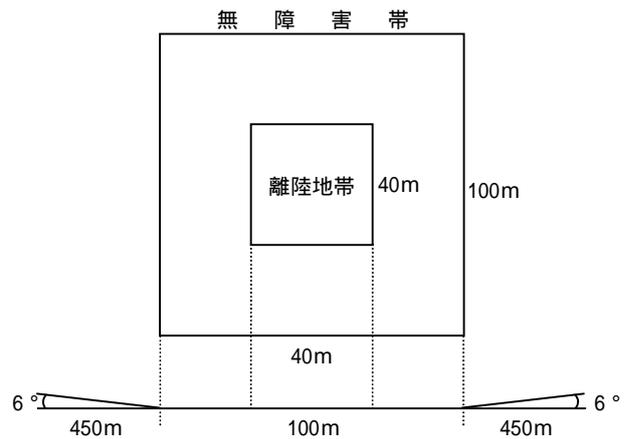
その他、緊急の際に必要となるヘリポートについては、以下の基準を考慮して適地を選定しておくものとする。

<ヘリポートの設置基準>

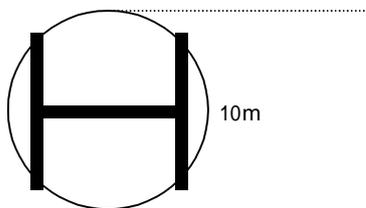
中型機（UH-60JA）の場合



大型機（V-107、CH-47）の場合



離陸地帯内の表示



第4章 災害応急対策計画

- (3) ヘリポートの管理者は、年1回以上ヘリポートの離着陸のための点検を実施するものとする。
- (4) 離島におけるヘリポートの管理者は、夜間における緊急患者空輸等に備え、夜間照明設備等を整備するものとする。
- (5) 受入れ時の準備
 - 着陸地点には、「H」記号を風と平行方向に向けて表示するとともに、ヘリポートの近くに上空からの風向、風速の判定ができるよう、吹き流しを掲載する。
 - ヘリポート内の風圧により巻き上げられるものは、あらかじめ撤去する。
 - 砂塵が舞い上げる場合においては、散水を行う。
 - ヘリポート付近の住民に対して、ヘリコプターの離着陸について広報を行う。
 - 物資を搭載する場合は、その形状及び重量を把握の上、事前に自衛隊と調整を行う。
 - 離発着時においては、ヘリポートには関係者以外立ち入らせない。

7. 連絡員の派遣・撤収

(1) 連絡員の派遣

自衛隊

自衛隊は、災害発生時に県又は町に連絡幹部を派遣し、県又は町との調整・連絡に当たる。

県又は町の対応

県又は町は、自衛隊の連絡員の派遣にあたり、自衛隊本隊との連絡・調整に必要な施設等の提供を準備するものとする。

また、救援活動が適切かつ効率的に行われるため、知事（防災危機管理課）及び本町と派遣部隊長等との密接な連絡調整を図るものとする。

(2) 派遣部隊の撤収

派遣要請者

要請者は、派遣目的を達成した場合、又はその必要がなくなった場合には、派遣要請の要領に準じて撤収要請を行うものとする。

派遣命令者

派遣命令者は、派遣の目的を達した場合、又はその必要がなくなった場合は、撤収することができる。この際、撤収について町、警察、消防機関等と密接に調整するとともにその旨を県に連絡する。

8. 派遣部隊の活動内容（防衛庁防災業務計画）

派遣部隊の実施する作業等は、災害の状況、他の救難機関等の活動状況のほか、要請者の要請内容、現地における部隊の人員、装備等によって異なるが、通常次のとおりである。

- (1) 被害状況の把握（偵察行動）
- (2) 避難の誘導（避難者の誘導、輸送）
- (3) 避難者の搜索、救助（搜索、救助）
- (4) 水防活動（土のう作成、運搬、積込み）

- (5) 消防活動（消火）
- (6) 道路又は水路の啓開（損壊、障害物の啓開、除去）
- (7) 応急医療、救護及び防疫
- (8) 人員及び物資の緊急輸送（救急患者、医師その他救援物資の緊急輸送、孤立地区に対する人員の吊り上げ、救出又は降下）
- (9) 炊事及び給水支援
- (10) 救援物資の無償貸付又は譲与（防衛庁の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する総理布令（昭和33年総理布令第1号）による。）
- (11) 危険物の保安及び除去（火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去）
- (12) その他（自衛隊の能力で対処可能なもの）

9. 災害派遣等を命ぜられた部隊等の自衛官の権限等

(1) 自衛官の措置

災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、次の措置をとることができる。

警察官がその場にいない場合

緊急車両の通行を妨害する車両等の道路外への移動命令（本部警察署長への通知）

町長その他町長の職権を行うことができる者がその場にいない場合

警戒区域の設定並びにそれに基づく立ち入り制限・禁止及び退去命令（町長へ通知）

他人の土地等の一時的使用（町長へ通知）

現場の被災工作物等の除去（町長へ通知）

住民等を応急措置の業務に従事させること（町長へ通知）

(2) 自衛官の措置に伴う損失・損害の補償

次の損失・損害については、町が補償を行う。

自衛官の行う他人の土地の一時使用等の処分（第64条第8項において準用する同条第1項）により通常生ずべき損失

自衛官の従事命令（第64条第3項において準用する同条第1項）により応急措置の業務に従事した者に対する損害

10. 自衛隊の自主派遣

災害が突発的で、その救援が特に急を要し、知事の派遣要請を待ついとまがない場合において、部隊等の長は、要請を待つことなく、その判断に基づいて、部隊を派遣する。この場合において、指定部隊等の長は、できるだけ早急に知事に連絡し、緊密な連携のもと適切かつ効率的な救援活動を実施するよう努める。

なお、部隊派遣後に、知事から災害派遣の要請があった場合においては、その時点から当該要請に基づく救援活動を実施する。

部隊等の長が、要請を待たないで災害派遣を行う場合の判断基準は、次の通りである。

- (1) 災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること。

- (2) 災害に際し、知事等が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置をとる必要があると認められること。

例えば、

災害に際し通信の途絶等により、部隊等が知事等と連絡が不能である場合に、町長が警察署長その他これに準ずる官公署の長から災害に関する通報（災害対策基本法第68条の2第2項の規定による町長からの通知を含む）を受け、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合。

災害に際し、通信の途絶等により、部隊等が知事と連絡が不能である場合に、部隊等による収集その他の方法により入手した情報から、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合。

- (3) 海難事故、航空機の異常を探知する等、災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであること。
- (4) その他、上記1～3に準じ、特に緊急を要し、知事等からの要請を待ついとまがないと認めること。

11. 経費の負担区分

- (1) 災害派遣部隊が活動に要した経費のうち、次に掲げるものは県及び町の負担とし、細部はその都度要請者と災害派遣命令者間で協議のうえ決定するものとする。

派遣部隊が連絡のために宿泊施設等に設置した電話の施設費及び当該電話による通話料金。

宿泊施設の電気、水道、汚物処理等の料金。

離島において災害が発生した場合の自衛隊派遣部隊のフェリー使用料等

- (2) その他上記(1)に該当しない経費の負担については、要請者と災害派遣命令者の間で協議の上協定を行うものとする。

第4節 海上災害応急対策計画

主担当	総務班、土木班、農林土木班	連携	第十一管区海上保安本部名護海上保安署 本部町・今帰仁村消防組合 沖縄県警察本部、本部警察署 その他関係機関 等
-----	---------------	----	--

この計画は、災害対策基本法に定める災害、陸上の危険貯蔵物施設若しくは船舶からの大量の石油類等の危険物の海域への流出、海上火災その他の海上災害が発生した場合において、関係機関が緊密な連携を保ち、相互協力体制のもとに、人命及び財産の保護、海上安全の確保、危険物の特性に応じた消火等の措置を講じ、人に及ぼす被害の局限及び拡大防止等について定めるものである。

活動のポイント
<p>1. 海上災害が発生するおそれがある場合 第十一管区海上保安本部に要請し、同本部の行う応急対策に協力</p> <p>2. 海上災害が発生した場合 町が海上災害の通報を受けた場合 第十一管区海上保安本部名護海上保安署、本部町・今帰仁村消防組合、沖縄県警察本部、本部警察署へ通報</p> <p>3. 災害時の対策 本部町・今帰仁村消防組合と連携（沿岸住民に対する避難勧告、災害情報の周知・広報、火気使用の制限等危険防止措置、油及び沿岸漂着油等の防除措置、死傷病者等の救出・援護、その他海上保安官署等の行う応急対策への協力等）</p>

1. 災害対策連絡調整本部の設置

防除活動を円滑かつ効果的に推進するため、第十一管区海上保安本部に連絡調整本部（以下「調整本部」という。）を設置し、調整本部と県災害対策本部及び防災関係機関は緊密な連携を保ちながら災害対策を遂行する。

2. 実施機関

- (1) 第十一管区海上保安本部、名護海上保安署
- (2) 沖縄総合事務局
- (3) 沖縄気象台
- (4) 陸上自衛隊第1混成団
- (5) 海上自衛隊沖縄基地隊
- (6) 沖縄県
- (7) 沖縄県警察本部、本部警察署
- (8) 町、本部町・今帰仁村消防組合
- (9) 日本赤十字社沖縄県支部
- (10) 事故関係企業等

有し、被害を未然に防止するものとする。

(2) 災害防止対策

港内または港の境界付近の船舶及び漁港施設等で災害が発生するおそれがある場合、港内在泊船の万全を期するため、第十一管区海上保安本部、沖縄総合事務局、県警察本部、町及び漁業協同組合は、相互に緊密な連携のもとに次の措置を講ずるものとする。

また、応急措置の必要がある場合は、町長（担当：総務班・土木班・農林土木班）が第十一管区海上保安本部に要請し、同本部の行う応急対策に協力する。

港内停泊船は安全な停泊地に移動させる

岸壁係留船舶は離岸して錨泊させるか離岸できないときは、係留方法について指導する

荷役中の船舶は速やかに荷役終了又は中止させる

航行中の船舶は早めに安全な港に避難するよう勧告する

災害により港内又は港内の境内付近に船舶交通を阻害するおそれのある漂流物、沈没物、その他の物体を生じたときは、その物体の所有者等にその物体の除去等について指導する

港内において必要と認めるときは、船舶の交通制限、危険物荷役の制限及び禁止の措置をとる。

(3) 災害時の対策

沿岸及び海上で災害が発生した場合、町（担当：総務班・土木班・農林土木班）は、本部町・今帰仁村消防組合との緊密な連携のもとに次の措置を講ずるものとする。

沿岸住民に対する災害情報の周知、広報

沿岸住民に対する警戒区域の設定、火気使用の制限等危険防止のための措置

沿岸漂着の可能性のある油及び沿岸漂着油等の防除措置の実施

死傷病者等の救出、援護（搬送、収容）

沿岸域及び地先海面の警戒

沿岸住民に対する避難の指示及び勧告

消火作業及び延焼防止作業

その他海上保安官署等の行う応急対策への協力

防除資機材及び消火資機材の整備

事故貯油施設の所有者等に対し、海上への石油等流出防止の措置の指導

漂流油等防除に要した経費及び損失補償費など資料作成並びに関係者への指導

5. 海上保安本部の実施事項

第十一管区海上保安本部が実施する災害応急対策は次の通りとする。

(1) 非常体制の確立

管内を非常配備とする。

大規模避難等対策本部を設置する。

通信体制を強化し、必要ある場合は非常無線通信に協力し、通信の確保に努める。

巡視船艇・航空機により被害状況調査を実施する。

一般船舶の動静を把握し、必要ある場合は避難勧告、出入港の制限等の措置をと

る。

(2) 警報等の伝達

船舶等に対する警報等の伝達は、次により行うものとする。

気象、津波、高潮、波浪等に関する警報及び災害に関する情報の通知を受けたときは、航行警報、安全通報、標識の掲揚並びに巡視船艇・航空機による巡回等により直ちに周知するとともに、必要に応じ関係事業者に周知する。

航路障害物の発生、航路標識の異常等船舶交通の安全に重大な影響を及ぼす事態の発生を知ったとき又は船舶交通の制限若しくは禁止に関する措置を講じたときは、速やかに航行警報又は安全通行を行うとともに、必要に応じ水路情報により周知する。

大量油の流出、放射性物質の放出等により船舶、水産資源、公衆衛生等に重大な影響を及ぼす恐れのある事態の発生を知ったときは、航行警報、安全通報並びに船艇及び航空機による巡回等により速やかに周知する。

(3) 情報の収集等

次に掲げる事項に関し関係機関と密接な連絡をとるとともに、巡視船艇・航空機を活用し積極的に情報収集活動を実施するものとする。

災害が予想されるとき

- ア 在泊船舶の状況（船種別隻数、危険物積載船の荷役状況、旅客船の運行状況等）
- イ 船舶交通のふくそう状況
- ウ 船だまり等の対応状況
- エ 被害等が予想される地域の周辺海域における船舶交通の状況
- オ 港湾等における避難者の状況
- カ 関係機関等の対応状況
- キ その他被害応急対策の実施上必要な事項

発生後

- ア 海上及び沿岸部における被害状況
- イ 被災地周辺海域における船舶交通の状況
- ウ 被災地周辺海域における漂流物等の状況
- エ 船舶、海洋施設、港湾施設等の被害状況
- オ 水路、航路標識の異常の有無
- カ 港湾等における避難者の状況
- キ 関係機関等の対応状況
- ク その他被害応急対策の実施上必要な事項

(4) 海難救助等

海難救助等を行うに当たっては、災害の種類、規模等に応じて合理的な計画を立て次に掲げる措置を講ずるものとする。

この場合、救助・救急活動において使用する資機材については、原則として携行するが、必要に応じて民間の協力を求めることにより、必要な資機材を確保し、効率的な救助・救急活動を行うものとする。

船舶の海難、人身事故等が発生したときは、速やかに巡視船艇・航空機等により

その捜索救助を行う。

船舶火災または海上火災が発生したときは、速やかに巡視船艇等により消火活動を行うとともに、必要に応じ地方公共団体に協力を要請する。

危険物が排出されたときは、その周辺海域の警戒を厳重にし、必要に応じ火災の発生防止、航泊禁止措置又は避難勧告を行う。

(5) 緊急輸送

疾病者、医師、避難者等又は救援物資等の緊急輸送については、必要に応じ又は要請に基づき、迅速かつ積極的に実施するものとする。

この場合、輸送能力を強化した災害対応型巡視船の活用について配慮するものとし、輸送対象の想定は次の通りとする。

第1段階（避難期）

- ア 救助・救急活動及び医療活動の従事者並びに医療品等人命救助に要する人員及び物資
- イ 消防、水防活動等災害拡大防止のための人員及び物資
- ウ 政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電力、ガス施設保安要員等初動の応急対策に必要な要員等
- エ 負傷者等の後方医療機関への搬送
- オ 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資

第2段階（輸送機能確保期）

- ア 上記の の続行
- イ 食料、水等生命の維持に必要な物資
- ウ 疾病者及び被災者の被災地外への輸送
- エ 輸送施設の応急復旧等に必要な人材及び物資

第3段階（応急復旧期）

- ア 上記の の続行
- イ 災害復旧に必要な人員及び物資
- ウ 生活必需物資

(6) 物資の無償貸付又は譲与

物資の無償貸付若しくは譲与について要請があったとき又はその必要があると認めるときは、「海上災害救助用物品の無償貸付又は譲与に関する省令」(昭和36年運輸省令第10号)に基づき、海上災害救助物品を被災者に対し無償貸与、又は譲与する。

(7) 関係機関等の災害応急対策の実施に関する支援

関係機関及び地方公共団体の災害応急対策が円滑に実施されるよう、要請に基づき、海上における災害応急対策の実施に支障を来さない範囲において、救助・救急活動について支援するものとする。

(8) 流出油等の防除

船舶又は海洋施設その他施設から海上に大量の油等が流出したときは、次に掲げる措置を講ずるものとする。

なお、流出油等にかかる防除作業は、流出した油等の種類及び性状、拡散状況、気象・

海象の状況その他種々の条件によってその手法が異なるので、防除活動に関しては流出油等の拡散及び性状の変化の状況についての確な把握に努め、状況に応じた適切な防除方針を速やかに決定するとともに、初動段階において有効な防除勢力の先制集中を図り、もって迅速かつ効率的に排出油等の拡散防止、回収及び処理が実施されるよう留意するものとする。

防除措置を講ずべきものが行う防除措置を効果的なものとするため、巡視船艇・航空機により流出油等の状況、防除作業の実施状況等を総合的に把握し、作業の分担、作業方法等防除作業の実施に必要な事項について指導を行うとともに関係機関への出動を要請する。

また、必要に応じ「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律（第41条の2）」に基づき関係行政機関の長又は関係地方公共団体の長その他の執行機関に対し、必要な措置を講じることがを要請する。

防除措置を講ずべきものが、流出油の拡散防止、防除等の措置を講じていないと認められるときは、これらの者に対し、防除措置を講ずべきことを命ずる。

緊急に防除措置を講ずる必要がある場合において、必要があると認められるときは、巡視船艇等に応急の防除措置を講じさせるとともに、関係機関等に必要な資機材の確保及び防除措置の実施について協力を要請するほか、必要に応じ海上災害防止センターに防除措置を依頼する。

（9）海上交通安全の確保

海上交通の安全を確保するため、次に掲げる措置を講ずるものとする。

船舶交通のふくそうが予想される海域においては、必要に応じ船舶交通の整理、指導を行う。この場合、緊急輸送を行う船舶が円滑に航行できるよう努める。

海難の発生その他の事情により、船舶交通の危険が生じ又は生じるおそれがあるときは、必要に応じて船舶交通を制限し又は禁止する。

海難船舶又は漂流物、沈没船その他の物件により船舶交通の危険が生じ、又は生じるおそれがあるときは、速やかに必要な応急措置を講ずるとともに、船舶所有者等に対しこれらの除去その他船舶交通の危険を防止するための措置を講ずべきことを命じ又は勧告する。

船舶交通の混乱を避けるため、災害の概要、港湾・岸壁の状況、関係機関との連絡手段等、船舶の安全な運行に必要なと思われる情報について、無線機等を通じ船舶への情報提供を行う。

水路の水深に異常が生じたと認められるときは、必要に応じ検測を行うとともに、応急標識を設置する等により水路の安全を確保する。

航路標識が破損し又は流出したときは、速やかに復旧に努めるほか、必要に応じ応急標識の設置に努める。

（10）警戒区域の設定

人の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認められるときは、「災害対策法（第63条第1項及び同条第2項）」の定めるところにより、警戒区域を設定し、巡視船艇等により船舶等に対し、区域外への退去及び入域の制限又は禁止の指示を行うものとする。

また、警戒区域を設定したときは、直ちに最寄りの市町村長にその旨を通知するものとする。

(11) 治安の維持

海上における治安を維持するため、情報の収集に努め、必要に応じ巡視船艇等により次に掲げる措置を講ずるものとする。

災害発生地域の周辺海域に配備し、犯罪の予防・取締りを行う。

警戒区域又は重要施設の周辺海域において警戒を行う。

(12) 危険物の保安措置

危険物の保安措置については、次に掲げる措置を講ずるものとする。

危険物積載船舶については、必要に応じ移動を命じ、又は航行の制限若しくは禁止を行う。

危険物荷役中の船舶については、荷役の中止等事故防止のために必要な指導を行う。

危険物施設については、危険物流出等の事故を防止するため必要な指導を行う。

(13) 非常措置

沿岸海域において排出された大量の特定油等により海岸が著しく汚染され海洋環境の保全に著しい障害を及ぼし、人の健康を害し、財産に重大な損害を与えるおそれがある場合において、緊急にこれらの障害を防止するための排出油の防除措置を講ずる必要があるときは、油が積載されていた船舶の破壊、油の焼却、現場付近海域にある財産の処分等の応急非常措置をとるものとする。

第5節 気象警報等の伝達計画

主担当	広報班	連携	沖縄気象台
-----	-----	----	-------

この計画は、災害に関係のある気象・津波注意報、警報及び情報等を迅速、的確に収集伝達するために伝達体制を定め、町民に対する災害に関する情報の周知徹底を図ることを目的とする。

活動のポイント

1. 気象警報の伝達システムの周知徹底
2. 異常現象受報時の関係機関及び地域住民への周知徹底

1. 気象注意報・警報等の種別及び基準

(1) 気象業務法に定める気象警報等

	種別	基準
注 意 報	強風	平均風速が 15m / s 以上
	波浪	有義波高が 2.5m 以上
	高潮	潮位が標高の基準面上 1.3m 以上
	大雨	1時間雨量が 40 mm 以上 3時間雨量が 60 mm 以上 24時間雨量が 110 mm 以上
	洪水	1時間雨量が 40 mm 以上 3時間雨量が 60 mm 以上 24時間雨量が 110 mm 以上
	雷	落雷等により、被害が予想される場合
	乾燥	最小湿度が 50%以下で実効湿度が 60%以下
	濃霧	視程が陸上で 100m以下、海上で 500m以下
警 報	暴風	平均風速が 25m / s 以上
	波浪	有義波高が 6.0m以上
	高潮	潮位が標高の基準面上 2.0m以上
	大雨	1時間雨量が 60 mm 以上 3時間雨量が 90 mm 以上 24時間雨量が 200 mm 以上
	洪水	1時間雨量が 60 mm 以上 3時間雨量が 90 mm 以上 24時間雨量が 200 mm 以上

(2) 津波予報の種類及び津波予報区

津波予報の種類

予報の種類		解 説	発表される 津波の高さ
津波警報	大津波	高いところで3m程度以上の津波が予想されますので、厳重に警戒して下さい。	3m、4m、6m、 8m、10m以上
	津波	高いところで2m程度の津波が予想されますので、警戒して下さい。	1m、2m
津波注意報	津波注意	高いところで0.5m程度の津波が予想されますので、注意して下さい。	0.5m

注)

ア 津波による災害のおそれがない場合には、「津波の心配はない」旨または、「若干の海面の変動があるかもしれないが、被害の心配はない。」旨について地震情報も含めて発表する。

イ 津波による災害のおそれがなくなると認められる場合、「津波警報解除」または「津波注意報解除」として速やかに発表する。

ウ 「津波の高さ」とは、予想される津波の高さ（津波によって潮位が高くなった時点における潮位と、その時点で津波がなかったとした場合の平滑した潮位の高さであり、津波によって潮位が上昇した高さ）をいう。

津波予報区

沖縄気象台管内の津波予報区は、沖縄本島地方、宮古島・八重山地方、大東島地方の3地方である。

津波情報の種類は次のとおりとする。

ア 津波到達予測時刻・予想される津波の高さに関する情報

イ 各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報

ウ 津波観測に関する情報

エ その他の情報

(3) 台風情報で使用される台風の大きさ等

台風の大きさ (風速 15m / s 以上の半径)	台風の強さ (最大風速)
大 型： 500 km以上 800 km未満	強 い： 33m/s 以上 44m/s 未満
超大型： 800 km以上	非常に強い： 44m/s 以上 54m/s 未満
	猛烈な： 54m/s 以上

注：上記の基準以外の台風は単に「台風」と表現する。

(4) 異常潮に関する情報

「異常潮」とは、台風等による高潮又は地震による津波以外の潮位の異常な現象をいい、それによる被害が発生又は発生するおそれがあるときに沖縄気象台が発表する。

(5) 地方海上警報

定められた海域に対して、異常気象等（風浪、うねり等）によって重大な災害が起こるおそれがあるとき、細分された3海域（沖縄東方海上、東シナ海南部、沖縄南方海上）において24時間以内に予想される最大の風の強さによって沖縄気象台が発表する。

(6) 火災警報

町長（消防長）は次の場合には、火災警報を発表することができる。

消防法の規定により沖縄県知事から火災気象通報を受けたとき。

気象が次の状況その他の理由により火災予防上危険であると認めたとき。

ア 実効湿度60%以下で、最低湿度が50%以下となり、最大風速が10メートルをこえる見込のとき

イ 平均風速が15mの風が1時間以上連続して吹く見込のとき。

（降雨中は通報しないこともある）

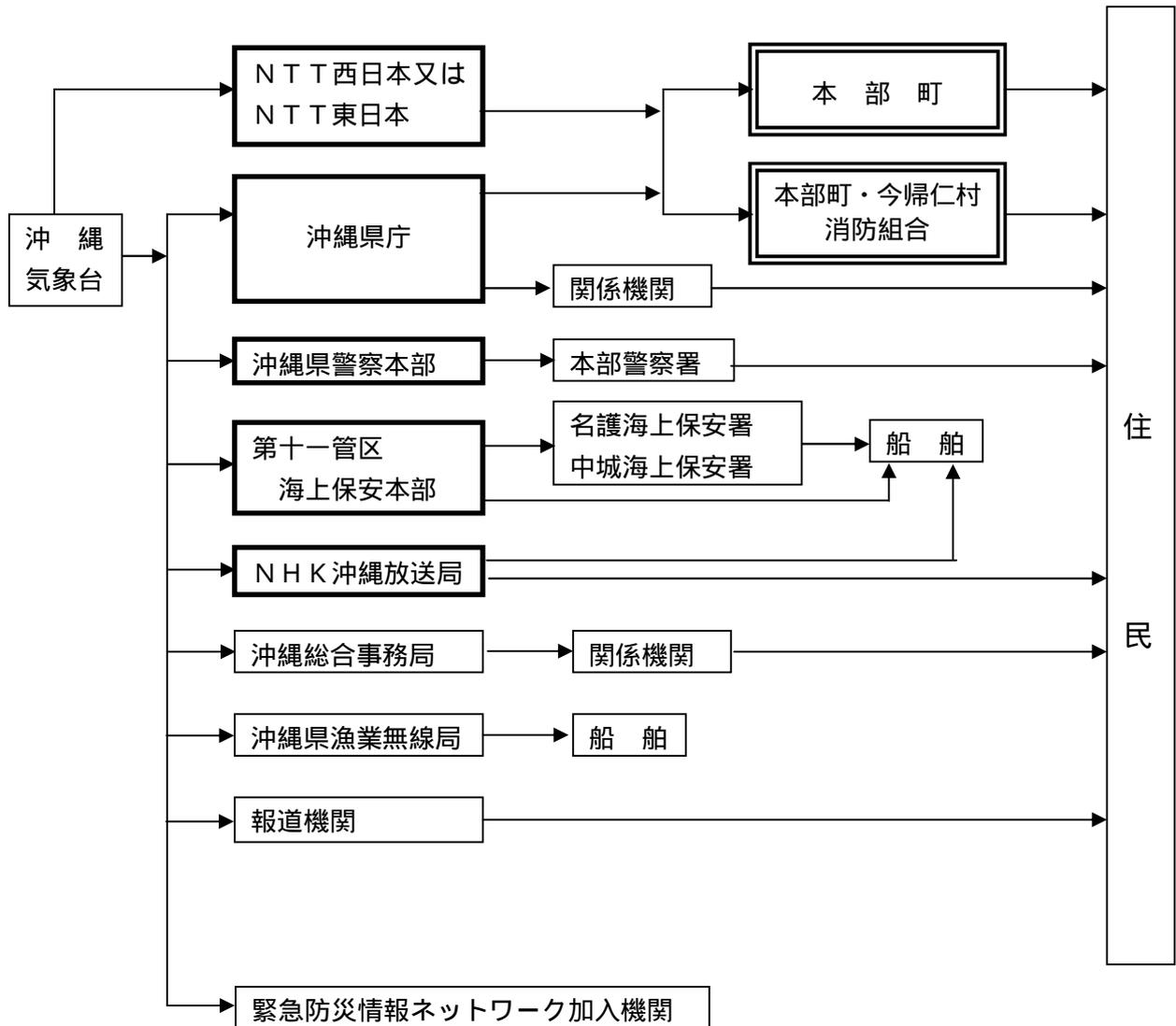
(7) 町長が行う警報等

町長は、災害に関する予報若しくは警報の通知を受けたとき、又は自ら災害に関する予報若しくは警報を知ったとき、又は、自ら災害に関する警報を行ったときは、本部町地域防災計画に定めるところにより当該予報若しくは警報又は通知に係る事項を関係機関及び町民その他の関係ある公私の団体に伝達するものとする。この場合において、必要があると認められるときは、町民その他の関係ある公私の団体に対し予想される災害の実態及びこれに対してとるべき措置等について必要な通知又は警告を行うものとする。

2. 気象警報等の伝達

(1) 気象警報等の伝達

伝達系統図



太枠表示の機関は、気象業務法第15条による伝達機関、細枠表示の機関はその他の連絡機関

「NTT西日本又はNTT東日本」に通知する警報事項等

ア 警報の種類

沖縄気象台が「NTT西日本又はNTT東日本」へ通知する警報の種類は、暴風警報、大雨警報、高潮警報、波浪警報、津波警報とする。

イ 通知の方法

気象庁と「NTT西日本又はNTT東日本」をオンライン接続することにより、沖縄気象台が発表する警報事項をNTTに通知する。

3. 警報等の受領責任及び伝達方法

- (1) 関係機関から通報される警報等は、町総務課において受領し警報等の迅速、確実な収集を行うものとする。
- (2) 関係機関から警報等を受領した者は直ちにその旨総務課長に伝達するものとする。
- (3) (2)により通知を受けた総務課長は、大きな災害が発生するおそれがあると認めるとき、又は大きな災害が発生したことを知ったときは、直ちに町長に報告しなければならない。
- (4) 関係機関から通報される警報等の受領にあたっては次の事項について文書をもって記録するものとする。

警報等又は災害の種類

発表又は発生の日時

警報等又は災害の内容

送信者又は受領者の職及び氏名

その他必要な事項

防災関係機関及び各事業所等は、気象警報等について、携帯電話、トランジスタラジオ等を常備して積極的に収集するものとする。

4. 異常の現象発見時の措置

気象台等の関係機関から発表された予報警報等の内容に対応するものを除き、気象、水象、あるいは地象に関し異常現象の発見者は、災害の拡大を未然に防止するため、その発見場所、状況、経過等をできるだけ具体的な情報を次により速やかに通報しなければならない。

(1) 発見者の通報

異常現象を発見した者は、直ちに町長又は警察官若しくは海上保安官に通報するものとする。

(2) 警察官、海上保安官等の通報

通報を受けた警察官又は海上保安官は、直ちに町長及び上部機関に通報するものとする。

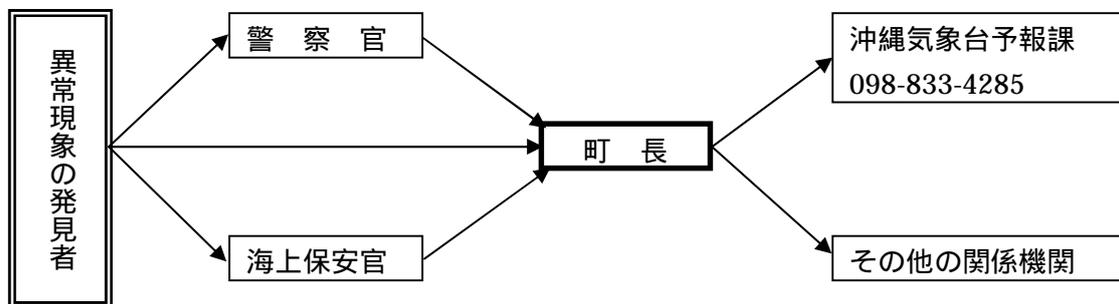
(3) 町長の通報

(1)(2)により通報を受けた町長は、直ちに気象台及び関係機関に通報するとともに、住民に対し周知徹底を図るものとする。

(4) 通報を要する異常現象

- 気象関係： 強い突風、たつ巻、激しい雷雨等、著しく異常な現象
- 水象関係： 著しく異常な潮位、波浪
- 水害関係： 堤防の亀裂又は欠け・崩れ、堤防からの溢水 等
- 土砂災害： 土石流（山鳴り、降雨時の川の水位の低下 等）
地滑り（地面のひび割れ、沢や井戸水の濁り 等）
がけ崩れ（わき水の濁り、がけの亀裂、小石の落下 等）
- 地象関係： 火山関係の現象（噴火現象、火山性異常現象）、頻発地震
- 津波関係： 津波関係の現象

< 通報系統図 >



(5) 地震津波に対する自衛措置

町長は、沖縄気象台が発表する津波予報によるほか、強い地震（震度4程度以上）が発生した場合、又は異常な海象を知った場合は、消防機関等に連絡するとともに、消防機関の協力を得て沿岸住民に対し、海岸から退避、潮位の監視等の警戒体制を執るよう広報する。気象庁震度階級表による震度4以上の地震を感じた場合、地震・津波災害への自衛措置として、状況把握と情報の収集を行う。

第6節 災害情報等の収集報告計画

主担当	総務班、広報班	連携	本部町・今帰仁村消防組合、県等
-----	---------	----	-----------------

この計画は、災害情報及び被害状況等を迅速、確実に収集し、通報、報告するために必要な事項を定め、応急対策の迅速を期するものである。

活動のポイント	
1. 災害情報等の収集	
(1) 災害対策本部が設置されていないとき	総務班へ報告
(2) 災害対策本部が設置されているとき	災害対策本部長への報告
	消防組合及び警察機関からの「推定情報」の提供依頼
	職員の参集途上による被害状況の把握
2. 防災関係機関が把握した災害情報等の報告依頼	
3. 県知事への具体的な被害の状況の報告	

1. 災害情報等の収集報告

災害対策本部が開設していないときは、開設されるまでの間は総務課が行うものとし、災害対策本部が開設されたときは、総務対策部総務班が行う。

(1) 災害情報の把握

災害対策本部における各部は、所管にかかる災害情報、被害状況及び災害応急対策状況を調査収集し、総務対策部長に報告するものとする。総務対策部長は、これを本部長及び関係機関に報告しなければならない。

人的被害、住家被害、火災に関する情報

避難の勧告、指示の状況、警戒区域の指定状況

避難者数、避難所の場所等に関する情報

医療機関の被災状況・稼働状況に関する情報

道路の被害、応急対策の状況及び海上交通状況に関する情報

電気、水道、電話の被害及び応急対策の状況に関する情報

港湾・漁港の被害及び応急対策の状況に関する情報

大規模災害時における消防機関への119番通報の殺到状況

農林水産物の被害及び応急対策の状況に関する情報

(2) 推定による被害情報の把握

大地震等の大規模災害時には、通信や交通の途絶等により効果的な情報収集作業が困難になり、情報の空白期間が予想される。このような場合には、被害の大まかな様子を推定し、これに基づいて初動対応する必要が生じる。そのため、119番通報の殺到状況や周囲の状況等から被害状況を推定するものとする。

また、倒壊家屋数や火災発生現場数等の人命損失に係る情報については、早期に把握する必要があるため、消防及び警察機関等から「推定情報」についても報告してもらうものとする。

(3) 職員の参集途上による被害状況の把握

夜間、休日等の勤務時間外に災害が発生した場合にあっては、事前に自宅等から職場までの参集ルートを設定しておき、その途上で情報収集するものとする。

(4) 非常災害に係る情報の収集

町は自らの対応力のみでは十分な災害対応を講じることができないような災害が発生したときは、速やかにその規模を把握するための情報を収集するよう特に留意し、被害の詳細が把握できない状況にあっては、迅速に当該情報の報告に努めるものとする。

2. 防災関係機関の災害情報等の通報・報告

防災関係機関は、所管事項に関し、収集把握した災害情報、被害状況及び応急対策（救助対策を含む。）実施状況のうち、町の災害対策と密接な関係があると思われるものについては、町災害対策本部（47 - 2101）に通報し、次の報告をするものとする。

(1) 報告の種類

- 災害概況即報
- 災害状況即報
- 災害確定報告
- 災害年報

3. 県知事への報告及び要領

町長は、災害対策基本法第53条第1項及び消防組織法第22条の規定に基づき、被害の具体的な状況を県に報告するものとし、報告の種類は災害発生時の時間的経過に伴って、区分するものとし、報告の種類及び要領は次のとおりとする。

(1) 災害概況即報

災害の具体的な状況、個別の災害現場の概況等を報告する場合、災害の当初の段階で被害状況が十分把握できない場合（例えば、地震時の第一報で、死傷者の有無、災害、津波の発生有無等を報告する場合）に災害即報様式第1号に基づく内容を、県（防災危機管理課）に沖縄県総合行政情報通信ネットワーク等で報告する。県に報告できない場合にあっては、国（総務省消防庁）に報告する。

(2) 災害状況即報

被害状況が判明次第逐次報告するもので、災害即報様式第2号に基づく内容を県に沖縄県総合行政情報通信ネットワーク等で報告する。記入要領は表4 - 1による。

なお、報告にあたっては表4 - 2の被害状況判断基準によるとともに、本部警察署との密接な連絡を保つものとする。

(3) 災害確定報告

被害状況の最終報告であり、同一の災害に対する応急対策が終了した後20日以内に災害報告様式第1号に基づき内容を県へ報告する。報告に当たっては、本部警察署との密接な連絡を保つものとする。

(4) 災害年報

毎年1月1日から12月31日までの災害による被害の状況について翌年4月1日現在で明らかになったものを、災害報告様式第2号に基づき4月15日までに知事(防災危機管理課)へ報告する。

(5) 災害に対してとられた措置の報告

災害に対してとられた措置についての報告は、表4-4に基づき報告するものとする。

< 災害情報連絡系統図 >

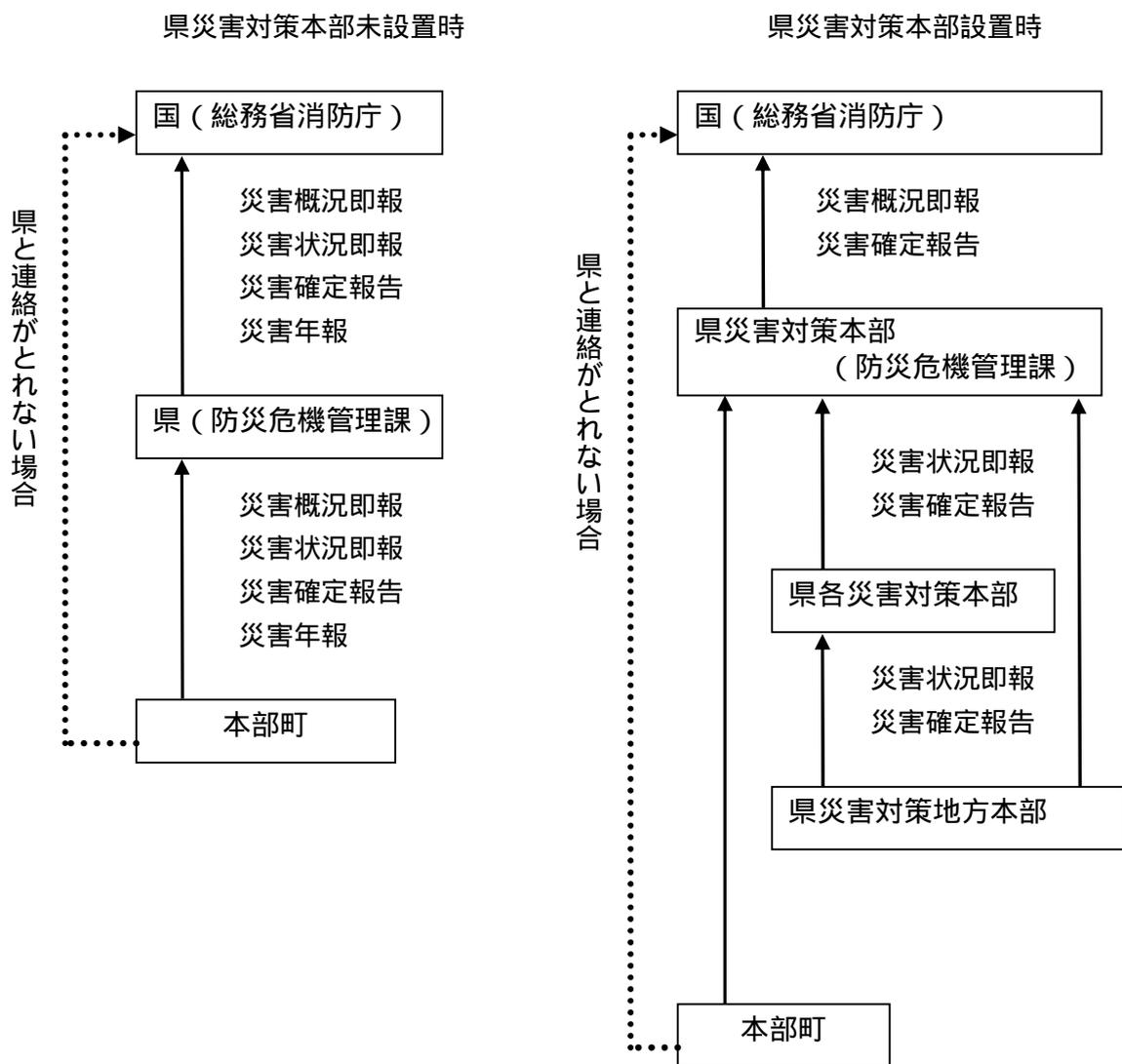


表4 - 1

災害即報様式第1号の記入要領

災害の概況	発生場所 発生日時	当該災害が発生した具体的な地名（地域名）及び日時を記入すること。	
	災害種別 概況	風水害	降雨の状況及び河川の氾濫、溢水、崖崩れ、地すべり、土石流等の概況
		地震	地震に起因して発生する火災、津波、液状化、崖崩れ等の概況
		火山噴火	噴火の状況及び溶岩流、泥流、火山弾、火山灰等の概況
		その他これらに類する災害の概況	
被害の状況	当該災害により生じた被害の状況について、判明している事項を具体的に記入すること。その際、特に人的被害及び住家の被害に重点を置くこと。		
応急対策の状況	当該災害に対して、市町村（消防機関を含む。）及び県が講じた措置について具体的に記入すること。特に住民に対して避難の勧告・指示を行った場合には、その日時、範囲、避難者の数等について記入すること。		

表4 - 2

災害即報様式第2号の記入要領

各被害欄	原則として、報告の時点で判明している最新の数値を記入する。但し、被害額については、省略することができる。なお、「水道」、「電話」、「電気」及び「ガス」については、それぞれ報告時点における断水戸数、通信不可能回線数、停電戸数及び供給停止戸数を記入すること。	
災害対策本部設置の状況	本部設置の有無及び設置の場合においては、設置及び廃止の日時を報告するものとする。	
避難の状況	避難の勧告又は指示をした者、対象となった区域及び人員、避難場所、避難の勧告指示をした日時、避難完了日時、避難の方法その他必要な事項について報告するものとする。	
応援要請	応援を要請した市町村、人員、作業内容の概要、機関その他必要な事項について報告するものとする。	
応急措置の概要	消防、水防その他の応急措置について概要を報告するものとする。	
救助活動の概要	被害者に対する救助活動について概要を報告するものとする。	
備考欄	災害の発生場所	被害を生じた市町村名又は地域名
	災害の発生日時	被害を生じた日時又は期間
	災害の種類概況	台風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波等の種別、被害の経過
	消防機関の活動状況	消防、水防、救急、救助、避難誘導等の活動状況

第4章 災害応急対策計画

表4-3 被害状況の判定基準

災害により被害を受けた人的及び物的な被害の判定は、法令等に特別に定めるものがあるものを除くほか、おおむね次の基準によるものとする。

被害区分		判定基準
一、人的被害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。
	行方不明者	当該災害が原因で住所不明となり、かつ死亡の疑いのある者とする。
	重傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要がある者のうち、1カ月以上の治療を要する見込みの者とする。
	軽傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要がある者のうち、1カ月未満で治療できる見込みの者とする。
二、住家の被害	住家	現実に居住のために使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	棟数	建築物の単位で1つの建築物を言う。 主屋より延べ面積の小さい付属物が付着している場合（同一棟でなくとも同じ宅地内にあるもので、非住家として計上するに至らない小さな物置、便所、風呂場、炊事場）は同一棟とみなす。
	世帯	生計を1つにしている実際の生活単位をいう。 例えば、寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊する者で、共同生活を営んでいる者については、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。
	全壊	住家が滅失したもので、具体的には住家の損壊、若しくは流失した部分の床面積が、その住家の延面積の70%以上に達したもので、又は住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の50%以上に達した程度のものとする。
	半壊	住家の損壊は甚だしいが、補修すれば元通りに使用できるもので、具体的には、損壊部分はその住家の延面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要構造部の被害額がその住家時価の20%以上50%未満のものとする。
	一部破損	全壊及び半壊に至らない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。但し、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
	床上浸水	住家の床より上に浸水したものと及び全壊、半壊には当該しないが、砂、竹木の堆積により一時的に居住することができないものとする。
	床下浸水	床上浸水に至らない程度に浸水したものとする。

被害区分		判定基準
三、非住家被害	非住家	住家以外の建物で、他の被害区分に属さないものとする。 これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。
	公共建物	例えば役場、中央公民館、町立保育所等の公用又は公共の用に供するものとする。
	その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
	非住家被害	全壊又は半壊の被害を受けたもののみを記入するものとする。
四、畑の被害	田の流失・埋没	田の耕土が流出し、または砂利等の堆積のため耕作が不能になったものとする。
	田の冠水	稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。
	畑の流失・埋没	田の例に準じて取り扱うものとする。
	畑の冠水	植付け作物の先端が見えなくなる程度に水がつかったものとする。
五、その他被害	文教施設	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、ろう学校、養護学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。
	病院	医療法（昭和23年法律205号）第1条に規定する患者20人以上の収容施設を有する病院とする。
	道路	道路法（昭和27年法律180号）第2条第1項に規定する道路のうち橋りょうを除いたものとする。
	橋りょう	道路を連絡するために河川、運河等の上に架設された橋とする。
	河川	河川法（昭和39年法律167号）が適用され、若しくは準用された河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床下その他の施設若しくは沿岸を保全するために防衛することを必要とする河岸とする。
	港湾	港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設、又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。
	砂防	砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
	清掃施設	ゴミ処理及びし尿処理施設とする。
	崖崩れ	山崩れ及び崖崩れのうち、人家、道路等に影響を及ぼすものとする。
	鉄道不通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。
被害船舶	る、かいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能となったもの及び流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。	

被害区分		判定基準
五、その他被害	電話	災害により通話不能となった電話の回線数とする。
	水道	上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。
	電気	災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。
	ガス	一般ガス事業または簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち、最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
	ブロック塀等	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。
	り災世帯	災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受けた通常の生活を維持できなくなった生計を一つにしている世帯とする。
	り災者	り災世帯の構成員とする。
	火災発生	地震又は火山噴火の場合のみ報告するものとする。
	公立文教施設	公立の文教施設とする。
	農林水産業施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁業施設及び共同利用施設とする。
	公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業国庫負担法（昭和26年法律第97号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。
	その他の公共施設	公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設の被害を受けた市町村とする。
	公共施設被害市町村	公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば、庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用の用に供する施設とする。
	農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。
	林産被害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
	畜産被害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。
水産被害	農林水産業施設以外の水産施設をいい、例えばのり、漁具、漁船等の被害とする。	
商工被害	建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。	

表4 - 4

災害に対してとられた措置の報告

1．災害対策本部設置の状況

本部設置の有無及び設置の場合において、設置及び閉鎖の日時を報告するものとする。

2．避難勧告指示の状況

避難の勧告又は指示をした者は、対象となった区域及び人員、避難場所、避難の勧告又は指示した日時、避難完了日時、避難の方法その他必要な事項について報告するものとする。

3．消防機関の活動状況

出動消防職員数及び消防団員数（延人員）消防機関の出動機械器具の数及び活動内容の概要その他必要な事項について報告するものとする。

4．応援要求状況、職員派遣状況

応援を要求した市町村名、人員、作業内容の概要、期間その他必要な事項について報告するものとする。

5．応援措置の概要

消防、水防その他の応援措置について概要を報告するものとする。

6．救助活動の概要

被害者に対する救助活動について概要を報告するものとする。

第4章 災害応急対策計画

災害即報様式第1号

災害概況即報

災害名： (第 号)

災害名： (第 号)		報告日時	年 月 日 時 分								
		市町村名									
		報告者名									
災害の概況	発生場所					発生日時	年 月 日 時 分				
被害の状況	死傷者	死者	人	不明	人	住家	全壊	棟	一部破損	棟	
		負傷者	人	計	人		半壊	棟	床上浸水	棟	
応急対策の状況	災害対策本部等の設置状況										

(注) 第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認が取れていない旨(「未確認」等)を記入して報告すること。)

災害即報様式第2号

災 害 状 況 即 報

市町村名				区 分			被 害		
災 害 名	災害名			田	流出・埋没	ha			
報告番号	第 報 (月 日 時現在)				冠 水	ha			
報告者名				畑	流出・埋没	ha			
					冠 水	ha			
区 分		被 害		文 教 施 設		箇所			
人 的 被 害	死 者	人		病 院		箇所			
	行方不明者	人		道 路		箇所			
	負 傷 者	重 傷	人		橋 り よ う		箇所		
		軽 傷	人		河 川		箇所		
住 家 被 害	全 壊		棟		そ の 他	港 湾		箇所	
			世帯			砂 防		箇所	
			人			清 掃 施 設		箇所	
	半 壊		棟			崖 く ず れ		箇所	
			世帯			鉄 道 不 通		箇所	
			人			被 害 船 舶		隻	
	一 部 破 損		棟			水 道		戸	
			世帯			電 話		回線	
			人			電 気		戸	
	床 上 浸 水		棟			ガ ス		戸	
			世帯			ブ ロ ッ ク 塀 等		箇所	
			人						
床 下 浸 水		棟		り 災 害 世 帯		世帯			
		世帯		り 災 者 数		人			
		人		火 災 発 生	建 物		件		
公 共 建 物		棟	危 険 物		件				
そ の 他		棟	そ の 他		件				

災害即報様式第2号

災 害 状 況 即 報 (つ づ き)

区 分		被 害	災 害 対 策 本 部 設 置 ・ 措 置 状 況	1. 設置 年 月 日 時 分	
公立文教施設	千円			2. 廃止 年 月 日 時 分	
農林水産業施設	千円			3. 避難状況	
公共土木施設	千円			4. 応援要請の概要	
その他の公共施設	千円			5. 応急措置の概要	
小 計	千円			6. 救助活動の概要	
そ の 他	千円			7. その他の措置	
			災害救助法の適用		有・無
			消防職員出動延人数	人	
被 害 総 額	千円		消防団員出動延人数	人	
備 考	<p>災害発生場所 災害発生年月日 災害の種類概要 応急対策の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 消防、水防、救急、救助等消防機関の活動状況 ・ 避難の勧告・指示の状況 ・ 避難所の設置状況 ・ 他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況 ・ 自衛隊の派遣要請、出動状況 ・ ボランティアセンターの設置状況 ・ ボランティアの活動状況 ・ その他関連事項 <p>即報の場合、被害額は省略することができるものとする。</p>				

災害報告様式第1号

災害確定報告

市町村名				区 分		被 害		
災 害 名	災害名			田	流出・埋没	ha		
確 定 年 月 日	年 月 日確定				冠 水	ha		
報 告 者 名				畑	流出・埋没	ha		
					冠 水	ha		
区 分		被 害		文 教 施 設		箇所		
人 的 被 害	死 者	人		病 院		箇所		
	行方不明者	人		道 路		箇所		
	負 傷 者	重傷	人		橋 り よ う		箇所	
		軽傷	人		河 川		箇所	
住 家 被 害	全 壊		棟	そ の 他	港 湾		箇所	
			世帯		砂 防		箇所	
			人		清 掃 施 設		箇所	
	半 壊		棟		崖 く ず れ		箇所	
			世帯		鉄 道 不 通		箇所	
			人		被 害 船 舶		隻	
	一 部 破 損		棟		水 道		戸	
			世帯		電 話		回線	
			人		電 気		戸	
	床 上 浸 水		棟		ガ ス		戸	
			世帯		ブ ロ ッ ク 塀 等		箇所	
			人					
床 下 浸 水		棟	り 災 害 世 帯		世帯			
		世帯	り 災 者 数		人			
		人	火 災 発 生		建 物	件		
非 住 家	公共建物	棟		危 険 物		件		
	その他	棟		そ の 他		件		

第4章 災害応急対策計画

災害報告様式第1号

災害確定報告(つづき)

区 分		被 害		災害 対策 本部 設置 ・ 措置 状況	1.設置 年 月 日 時 分	
公立文教施設	千円				2.廃止 年 月 日 時 分	
農林水産業施設	千円				3.避難状況	
公共土木施設	千円				4.応援要請の概要	
その他の公共施設	千円				5.応急措置の概要	
小 計	千円				6.救助活動の概要	
そ の 他	農産被害	千円			7.その他の措置	
	林産被害	千円				
	畜産被害	千円				
	水産被害	千円				
	商工被害	千円				
	その他	千円				
				災害救助法の適用		有・無
				消防職員出動延人数	人	
被害総額	千円			消防団員出動延人数	人	
備 考	災害発生場所 災害発生年月日 災害の種類概要 応急対策の状況 ・消防、水防、救急、救助等消防機関の活動状況 ・避難の勧告・指示の状況 ・避難所の設置状況 ・他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況 ・自衛隊の派遣要請、出動状況 ・ボランティアセンターの設置状況 ・ボランティアの活動状況 ・その他関連事項					

災害報告様式第1号補助表1

公立文教施設被害

市町村名()

学校名	位置	被害程度	被害金額	備考
			千円	
計				

注 「位置」欄は、市町村の字名を記入すること。

災害報告様式第1号補助表2

農林水産業施設被害

市町村名()

被害施設名	位置	被害程度	被害金額	備考
			千円	
計				

注1 .この表は、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律による補助対象となる施設について記入する。

2 .「被害施設名」の欄は、農地かんがい排水施設、農道、林道、漁港等の名称を記入する。

第4章 災害応急対策計画

災害報告様式第1号補助表3

公共土木施設被害

市町村名()

管理者 (市町村)	被害施設名	位置	被害程度	被害金額	備考
				千円	
計					

注1 .この表は、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法による国庫負担の対象となる施設について記入する。

2 .「管理者」の欄は、施設を管理する国、県、市町村の団体名ごとに記入する。

3 .「被害施設名」の欄は、路線名、河川名、港湾名、橋りょう名、砂防設備等を記入する。

災害報告様式第1号補助表4

その他の公共施設被害

市町村名()

管理者 (市町村)	被害施設名	位置	被害程度	被害金額	備考
				千円	
計					

災害報告様式第1号補助表5

農 産 被 害

市町村名()

1. 農作物被害

農作物等名	総栽培面積	被害面積	被害減収量	単 価	被害金額	備 考
	ha	ha	t	円	千円	

2. 施設被害

被害施設名	被害数量	被害程度	被害金額	備 考
			千円	

注 「被害施設名」の欄は、農林水産業施設以外の施設例えばビニールハウス等を記入する。

災害報告様式第1号補助表6

林 産 被 害

市町村名()

1. 林産物等被害

林産物等名	被害数量	被害金額	備 考
		千円	

2. 施設被害

被害施設名	被害数量	被害金額	備 考
		千円	

注 1. 「林産物等名」の欄は、木材、薪炭、しいたけ、竹、苗木等林産物名を記入する。
 2. 「被害施設名」の欄は、農林水産業施設以外の施設例えば天然林、人工林、苗畑等を記入する。

第4章 災害応急対策計画

災害報告様式第1号補助表7

畜産被害

市町村名()

1. 家畜等

家畜等	被害数量	単価	被害金額	備考
			千円	
計				

2. 施設被害

被害施設名	被害数量	被害程度	被害金額	備考
			千円	

注 「被害施設名」の欄は、農林水産業施設以外の施設、例えば畜舎等を記入する。

災害報告様式第1号補助表8

水産被害

市町村名()

1. 漁船被害

規模	隻数	被害程度	被害金額	備考
ト			千円	

2. 漁具被害水産物等被害

種類	被害数量	被害金額	備考
		千円	

3. 施設被害

被害施設名	被害数量	被害程度	被害金額	備考
			千円	

- 注 1. 漁船被害の「被害程度」の欄は、滅失、大破、中破、小破等を記入する。
 2. 施設被害の「被害施設名」の欄は、農林水産業施設以外の施設、例えば養殖施設等を記入する。

災害報告様式第1号補助表9

商 工 被 害

市町村名()

被害種類	被害数量	被害金額	備考
		千円	
計			

- 注 「被害種類」の欄は、店舗、工業原材料、商品、機械器具等を記入する。

第4章 災害応急対策計画

災害報告様式第2号

災 害 年 報

市町村名 ()

分区	災 害 名						
	発 生 年 月 日						
災 人 害 的	死 者	人					
	行 方 不 明 者	人					
	負 傷 者	重 傷	人				
軽 傷		人					
住 家 災 害	全 壊	棟					
		世帯					
	半 壊	棟					
		世帯					
	一 部 破 損	棟					
	世帯						
床 上 浸 水	棟						
	世帯						
床 下 浸 水	棟						
	世帯						
非 住 家	公 共 建 物	棟					
	そ の 他	棟					
田	流 失 ・ 埋 没	ha					
	冠 水	ha					
畑	流 失 ・ 埋 没	ha					
	冠 水	ha					
そ の 他	文 教 施 設	箇所					
	病 院	箇所					
	道 路	箇所					
	橋 り よ う	箇所					
	河 川	箇所					
	港 湾	箇所					
	砂 防	箇所					
	清 掃 施 設	箇所					
	崖 く ず れ	箇所					
	鉄 道 不 通	箇所					
	被 害 船 隻	隻					
	水 道	戸					
	電 話 回 線	戸					
電 気 戸	戸						
ガ ス 戸	戸						
ブ ロ ッ ク 塀 等	箇所						
り 災 世 帯 数	世帯						
り 災 者 数	人						
火 災 発 生	建 物	件					
	危 険 物	件					
	そ の 他	件					
公 立 文 教 施 設	千円						
農 林 水 産 業 施 設	千円						
公 共 土 木 施 設	千円						
そ の 他 の 公 共 施 設	千円						
そ の 他	農 産 被 害	千円					
	林 産 被 害	千円					
	畜 産 被 害	千円					
	水 産 被 害	千円					
	商 工 被 害	千円					
そ の 他	千円						
被 害 総 額	千円						
災 害 対 策 本 部	設 置		月 日 時 分	月 日 時 分	月 日 時 分	月 日 時 分	
	解 散		月 日 時 分	月 日 時 分	月 日 時 分	月 日 時 分	
災 害 救 助 法 適 用		有・無	有・無	有・無	有・無		
消 防 職 員 出 動 延 人 数	人						
消 防 団 員 出 動 延 人 数	人						

第7節 災害救助法の適用計画

主担当	総務対策部、建築班	連携	県
-----	-----------	----	---

この計画は、災害に際して災害救助法を適用し、応急的及び一般的に必要な救助を行い、被災者の保護と社会秩序の保全を図るものである。

活動のポイント	
1. 滅失世帯数の早期把握	県に報告
2. 住家滅失世帯数の算定基準	
(1) 半壊・半焼等顕著な損傷世帯	1 / 2 世帯
(2) 床上浸水・土砂堆積等による一時的居住困難世帯	1 / 3 世帯
3. 町の災害救助法適用基準へ適合するか確認 (被害世帯 40 世帯)	
4. 災害救助法の適用手続き	知事に被害状況を報告する
5. 災害救助法に基づく救助の実施	

1. 実施責任者

災害救助法の適用後の救助業務は、県知事が実施する。この場合、町は県（知事）の補助を行うものとする。

ただし、必要があると認めるときは、町長が行うこととすることができる。

（災害救助法第 30 条）

(1) 救助の種類

収容施設（応急仮設住宅を除く）の供与
 炊き出しその他による食品の供与及び飲料水の供給
 被服、寝具その他生活必需品の供与
 医療及び助産
 災害にかかった者の救出
 災害にかかった住宅の応急修理
 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
 学用品の給与
 埋葬
 死体の搜索
 日常生活に著しい支障を及ぼしている障害物の除去

2. 災害救助法の適用基準

本町における救助法に基づく救助は、次に掲げる事項に該当するものである。

- (1) 本町の被害世帯数が40世帯以上（総人口：5,000人以上、15,000人未満に基づく）
- (2) 県内の被害世帯数が1,500世帯以上で、うち町の被害世帯数が20世帯（(1)の2分の1）以上。
- (3) 被害が広範な地域にわたり、県内の被害世帯数が7,000世帯以上であって、町の被害状況が特に救助を要する状態にあるとき。
- (4) 町の被害が次のいずれかに該当し、知事が特に救助の必要を認めたとき。

災害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したとき。
多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたとき。

3. 被害世帯の算定基準

被害世帯とは、住家が全壊（燃）・流失等により、滅失した世帯の数である。その他の損壊に対しては、次の表による換算基準とする。

なお、被害世帯に対する算出適用の人口基準は、災害直前の国勢調査人口によるものとする。

<被害世帯の算定基準表>

住家損壊内容	被害世帯数1（滅失世帯）の算定
全壊（燃）・流失等による滅失	1世帯
半壊・半焼等の著しい損壊	2世帯
床上浸水、土砂堆積等による一時的居住不可能な状態	3世帯

4. 救助法の適用手続き

(1) 災害救助法の適用要請

町長は、災害救助法の適用基準に該当し、または該当する見込みがある場合、直ちに知事へ報告するものとする。

(2) 災害救助法の適用特例

災害の実態が急迫（知事による救助の実施を待ついとまがない等）な場合、町長は災害救助法に定める救助を行い、直ちに知事に報告する。その後の処理については、知事の指揮を受けるものとする。